

## [事案 2022-263] 契約者貸付無効請求

・令和5年12月1日 裁定終了

### <事案の概要>

無断で契約者貸付が行われたこと等を理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成7年10月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、契約者貸付はすべて自分に無断で配偶者が行ったものであるため、契約者貸付を無効とし、年金を契約どおり全額支払ってほしい。

- (1) 募集人が、自分の申立外契約の手続を配偶者にさせたため、配偶者が自分の保険口座の暗証番号を知ることとなった。
- (2) 募集人は、配偶者がすでに自身の口座から多額の借入れをしていることを知りながら、自分に無断で配偶者に自分の保険口座を作ることを勧め、作ったことを自分に知らせなかった。
- (3) 募集人は、配偶者による本契約者貸付を知っていたが、退職するまでの12年間、自分には一切知らせなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は自身で保険口座を開設し、自身で暗証番号を設定している。本貸付を含め、申立人の契約にかかる全ての契約者貸付は、いずれにおいても必要事項の確認を行っており、貸付金は全て申立人が指定した申立人名義の口座に送金している。また、保険口座の暗証番号は契約者以外は知ることができない仕組みとなっている。
- (2) 仮に、申立人の配偶者が申立人に無断で貸付を受けたのだとしても、申立人は契約者貸付について記載のある通知や書面等により契約者貸付の存在を認識していたはずであり、自分名義の口座への貸付金の送金も認識していたはずである。そのような状況であるにもかかわらず、特段当社への申し出がなかったことから、貸付について事後的に追認があったと考えられる。
- (3) また、申立人の配偶者が無断で契約者貸付を受け、かつ申立人が契約者貸付について認識していなかったとしても、規定により免責される。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付前後の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約者貸付の無効は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。